

届出が必要です！

●浜松市は令和7年5月26日から、盛土規制法による規制が開始されます。

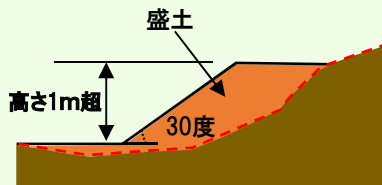
1.盛土規制法に基づく工事等の届出について

令和7年5月25日以前に工事着手し、運用開始以降も以下の盛土等を行う場合については、工事主は、**運用開始日から21日以内(令和7年6月16日まで)**に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)第21条第1項又は第40条第1項に基づく盛土等に関する届出が必要です。

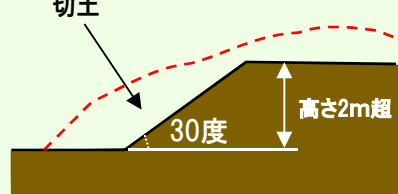
2.届出対象となる工事の規模

○土地の形質の変更(盛土・切土)

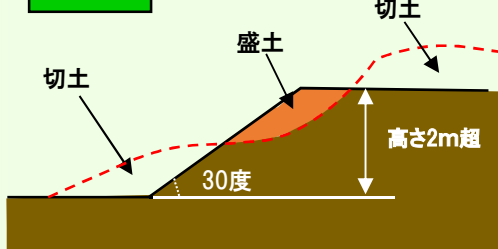
① 盛土で高さが **1m超** の崖*を生ずるもの



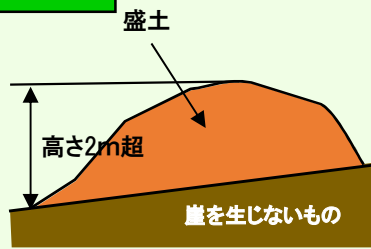
② 切土で高さが **2m超** の崖を生ずるもの



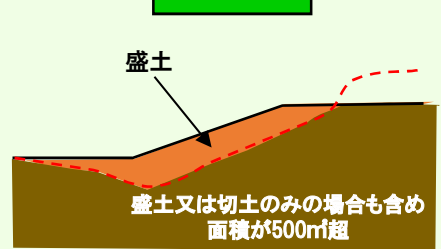
③ 盛土と切土を同時に行い高さが **2m超** の崖を生ずるもの



④ 盛土で高さが **2m超** となるもの(①③を除く)



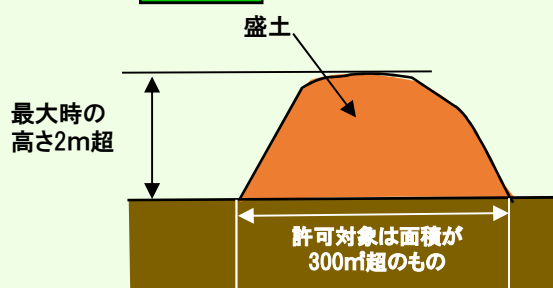
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超** となるもの



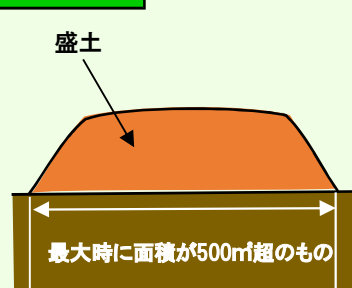
*崖:地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものは除く)以外のものをいう。

○土石の堆積

⑥ 最大時に堆積する高さが **2m超** となるもの



⑦ 最大時に堆積する面積が **500㎡超** となるもの



◀ 盛土等に係る詳しい情報は浜松市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/sumai/morido.html>



3.提出書類について

①届出書

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(様式第15号)

・土石の堆積に関する工事の届出書 (様式第16号)

(以下の書類は政令23条各号又は25条2項各号の規模の届出に係るもののみ添付)

②位置図

③地形図

④土地の平面図

⑤断面図(現況・計画)

⑥求積図

⑦盛土若しくは切土をし、又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

4.規制開始前後の工事の取扱い

該当工事	イメージ 指定区域指定日 (令和7年5月26日)	取扱い	
		許可	届出
1 規制区域指定日以後に着手される工事 (下の3～5の許可の取得がない場合)		○ 盛土規制法の許可が必要	×
2 規制区域指定日より前にすでに着手されている工事 (下の4及び5を除く)		×	○ 規制区域指定日から21日以内(令和7年6月16日まで)に届出が必要
3 規制区域指定日以後に都市計画法の開発許可を取得して着手される工事		×	×
4 規制区域指定日より前に都市計画法の開発許可を取得済みである旧宅造区域内の工事 (旧宅造区域外の工事は、都市計画法の開発許可を取得済みであっても、上の1又は2に該当する)		×	×
5 規制区域指定日より前に旧法の許可を取得済みの工事		×	×

○工事の「着手」の判断

- ・工事現場において、設計図書と照合して行う最初のくい打ちが行われているもの
- ・本体工事の準備段階で行われる準備工(起工測量による位置出し、丁張りの設置など、本体工事を行う前提で行われるものに限る。)に着手されているもの

<お問い合わせ先>

浜松市 都市整備部 盛土対策課 TEL:053-457-2307
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

詳しくは
こちらまで!



家康くん
出世大名
◎浜松市